

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28年－10 (28.3.14)	警 察	<p>16歳未満の年少者のゲームセンターへの保護者同伴立入規制の緩和について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>1 平成27年6月、国会において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が改正されたことに伴い、鳥取県議会においても「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例」の改正について議論のうえ、16歳未満の年少者のゲームセンターへの立ち入りについては、保護者同伴であっても従前どおり午後6時までに制限することを、同年12月に採択された。</p> <p>これに対して、他のほとんどの都道府県では、それまでの条例を緩和して、16歳未満の年少者については保護者同伴であれば、午後6時から午後10時までの立ち入りを許可するよう改正され、又は改正される見通しにある。その結果、保護者同伴の16歳未満の年少者の立ち入りを午後6時までに制限をする県は、本県と茨城県の2県に限られることとなる様相である。</p> <p>2 弊社は、鳥取市、米子市及び日吉津村でゲームセンターを営ませていただいている。その店舗にゴールデンウィークや夏休み・お盆、冬休み・お正月などに鳥取県に帰省する人々や、鳥取砂丘や皆生温泉などの観光地を訪れる県外からのお客様がご家族で遊びに来てくださる。</p> <p>店舗においては、お孫さんを連れてきたご高齢者から「久しぶりに会えた孫ともう少し遅くまで一緒に遊ばせてもらえまいか。」というご希望を法改正の前からしばしば承っている。</p> <p>また、「平成27年度第2回県政参画電子アンケート『風営法一部改正に関するアンケート』調査結果」によれば、保護者同伴の子供のゲームセンターへの立入制限時間を「午後6時までが適当」とする回答が最も少なく、「午後10時までが適当」と</p>	株式会社アミパラ 代表取締役 筒井雅久

		<p>する回答が最多となっており、ここに市民の期待が表れている。</p> <p>先のご高齢者とお孫さんのケースでは、大阪から来るお孫さんからすれば、「おじいちゃん家に行っても、遅くまで遊べないからつまらない。」ということになる。県外からの観光客の場合、お子さんと夜のひと時をゲームで遊ぶことができない。</p> <p>こうした中で、前述のとおり隣県の島根県や岡山県をはじめほとんどの都道府県においてゲームセンターへの立入時間制限が緩和されており、又は緩和される見通しにある。ゲームセンターという小さな領域にすぎないが、他県と比較して厳しい規制は、本県の魅力を減殺しかねない。</p> <p>さらに、県民の先頭に立って鳥取県の魅力を県外の方々に積極的に広報されている平井知事の活動に沿ったものとは言えないのではないかと思料される。</p> <p>以上の理由から、鳥取県議会におかれては、16歳未満の年少者のゲームセンターへの立ち入りについて、保護者同伴であれば他の都道府県並みに午後6時から午後10時までの立ち入りを許可されるよう条例改正を重ねてご検討いただくよう、お願い申し上げます。</p> <p>▶陳情趣旨 保護者同伴の16歳未満の年少者のゲームセンターへの立入制限時間を現行の午後6時から午後10時に緩和すること。</p>	
--	--	---	--